

第二種特定工作物の建設を目的とする開発行為に係る運用基準

市街化調整区域において第二種特定工作物の建設を目的とした開発行為は、この基準によるものとする。

(目的)

1 本市の土地利用に関する方針に沿った土地利用を図り、健全な都市形成を目的とする。

(適用対象)

2 この基準は、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第1条第2項に規定する運動・レジャー施設、墓園(以下「第二種特定工作物」という。)に適用する。

(立地条件)

3 開発区域は、既存集落から50メートル以上離れており、かつ、道路幅員が6メートル以上の道路に接していること。

(併設される予定建築物)

4 併設される予定建築物は、次の基準を満たすものであること。

(1) 予定建築物は、物理的及び機能的にみて社会通念上当該第二種特定工作物に不可分一体のものとして併設され、かつ、その配置、規模、設計、内容等が適切なものであること。

(2) 予定建築物の延べ面積の合計は、開発区域の面積の5%以内であること。

(駐車場の整備)

5 開発区域内に適切な規模の駐車場が設けられていること。

(開発不適地の除外)

6 開発区域内に政令第29条の7に規定する災害危険区域等及び急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。

(その他)

7 開発行為を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられる見込みがあること。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。